

議案第 1 号

桐生市総合計画条例案

桐生市総合計画条例を次のように定めるものとする。

平成 29 年 2 月 20 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

桐生市総合計画条例

(趣旨)

第1条 この条例は、桐生市における総合計画の位置付けを明確にするとともに、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画の策定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市におけるまちづくりの指針となるもので、基本構想及び基本計画で構成されるものをいう。
- (2) 基本構想 市のまちづくりの基本テーマ、将来都市像及びこれらを実現するための施策の大綱を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための基本的な施策及びその目標を総合的かつ体系的に示すものをいう。

(総合計画の策定)

第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画に基づく施策を計画的に実施するため、事務事業の内容を具体的に定めることその他必要な措置を講ずるものとする。

(位置付け)

第4条 総合計画は、市の最上位の計画と位置付ける。

2 個別の行政分野に関する計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(議会の議決)

第5条 市長は、基本構想を策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

(公表)

第6条 市長は、総合計画を策定し、変更し、又は廃止したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(審議会)

第7条 総合計画の策定、変更又は廃止に当たり、市長の諮問に応じ総合計画に関する事項について審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき桐生市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、委員30人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験者及び市長が特に必要と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(桐生市総合計画審議会条例の廃止)

2 桐生市総合計画審議会条例(昭和46年桐生市条例第26号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に策定されている総合計画は、この条例の規定により策定されたものとみなす。

議 案 説 明

議案第1号 桐生市総合計画条例案

桐生市における総合計画の位置付けを明確にするとともに、その策定等に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な市政の運営に資するため、新たに条例を制定しようとするものです。